

一般社団法人 ウィルチェアアスリートクラブ ソシオ SOEJIMA 会員規約

第1章 総則

第1条

一般社団法人ウィルチェアアスリートクラブ ソシオ SOEJIMA は日本の車いすスポーツの普及および振興を図ることにより、国民の心身の健全な発達に寄与するとともに、ユニバーサル社会の実現に貢献することを目的とします。

第2条

前項の目的を達成するために、本一般社団法人は個人、法人および団体を対象として、個人会員、法人会員を募り、会員組織を構成します。

第3条

会員とは本一般社団法人の指定する手続きに基づき、本規約を承認の上、本会員制度への入会を申し込み、代表理事が入会の承認をしたものを会員とします。

各会員は、一般社団法人および一般財団法人に関する法律（以下、「法人法」という）上の社員とはなりません。

第2章 会員資格・会費

第4条

会員は、次の4種とします。

①特別法人会員

本一般社団法人の目的に賛同し、会員規約を承認の上入会し、本一般社団法人の活動を推進協力する法人、団体。別途記載の会員特典あり。

②法人会員

本一般社団法人の目的に賛同し、会員規約を承認の上入会し、本一般社団法人の活動を推進協力する法人、団体。別途記載の会員特典あり。

③協賛法人会員

本一般社団法人の目的に賛同し、会員規約を承認の上入会し、本一般社団法人の活動を推進する法人、団体。別途記載の会員特典あり。

④個人会員

当法人の目的に賛同し、会員規約に同意のうえ入会し、当法人の活動を推進する個人。別途記載の会員特典あり。

第5条

入会希望者は、本一般社団法人の活動目的に賛同し、申し込みを行い本一般社団法人の承認を得て会員となるものとします。

第6条

次の各号に掲げるいずれかの事由に該当する場合、本一般社団法人は入会を承認しない場合があります。

- (1) 入会申込みの申告事項に、虚偽の記載、誤記、記入漏れがあった場合
- (2) 過去に本一般社団法人から会員資格を取り消されたことがある場合
- (3) 暴力団、暴力団員、暴力団関係者、暴力団関係企業、暴力団関係団体、総会屋、社会運動標ぼうゴロその他暴力、威力、詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団若しくは個人又はこれらに準じる者（以下「反社会的勢力」という）である場合
- (4) その他、本一般社団法人が、本会員契約を締結するにつき不適當な事由があると判断した場合

第7条

各会員の会費は以下の通りとします。

入会金なし

年会費

特別法人会員 1,000,000 円

法人会員 240,000 円

協賛法人会員 120,000 円

個人会員 1口 12,000 円

第8条

特別法人会員、法人会員、協賛法人会員の会費については、会員契約後、下記の金融機関に振り込むものとします。なお振込手数料は会員のご負担とします。

- ・三菱東京 UFJ 銀行 長崎支店

普通 0152405

一般社団法人ウィルチェアアスリートクラブ ソシオ SOEJIMA

- ・十八銀行 東諫早支店

普通 1041288

一般社団法人ウィルチェアアスリートクラブ ソシオ SOEJIMA

第9条

個人会員の会費については、会員申込後、下記の金融機関に振り込むもの、または下記サイトにてクレジット決済を行うものとします。なお振込手数料は会員のご負担とします。

- ・三菱東京 UFJ 銀行 長崎支店

普通 0152405

一般社団法人ウィルチェアアスリートクラブ ソシオ SOEJIMA

・十八銀行 東諫早支店

普通 1041288

一般社団法人ウィルチェアアスリートクラブ ソシオ SOEJIMA

・一般社団法人ウィルチェアアスリートクラブ ソシオ SOEJIMA オフィシャル HP 内

<https://soshiosoejima.spo-sta.com/member/regist?planId=10>

第 10 条

本規約に基づく会員契約期間は、年会費入金日の翌月 1 日から 1 年間とする。

第 11 条

納入済みの年会費は、理由の如何を問わずこれを返還しない。

第 12 条

会員は、その名称、住所、連絡先等、本一般社団法人への届出事項に変更が生じた場合には、遅滞なく所定の変更手続きを行うものとする。会員が変更申し込みをしなかったことにより、不利益を被った場合でも、本一般社団法人に、その責任は一切負わない。

第 13 条

本一般社団法人は、会員が次の各号の 1 つに該当すると認めた場合、会員たる資格を取り消すことができるものとする。

- ・本一般社団法人の名誉を著しく傷つける行為、または会員としての品格を損なう行為があったと、本一般社団法人が認めた場合。
- ・会費の支払いが支払日より 3 ヶ月以上遅滞した場合。
- ・法令若しくは公序良俗に反する行為を行った場合。
- ・本規約に違反した場合。
- ・本人が死亡し、若しくは失踪宣告を受けた場合。
- ・その他、本一般社団法人が会員として不適格と認める相当の事由が発生した場合。

第 3 章 会員特典

第 14 条

個人会員特典は以下のものとします。

- ①ソシオ SOEJIMA 会報誌 (2 回/年)
- ②レース速報
- ③メルマガ配信
- ④ソシオ SOEJIMA 応援タオルプレゼント

- ⑤応援グッズの割引販売
- ⑥ソシオ SOEJIMA ランニングチームへの参加
- ⑦ソシオ SOEJIMA ワッペンタイプ会員証

第 15 条

特別法人会員、法人会員、協賛法人会員の共通の基本特典は以下のものとします。

- ①ソシオ SOEJIMA ロゴの提供
- ②エントランスプレート・ポスター
- ③ソシオ SOEJIMA の DVD・写真
- ④ソシオ SOEJIMA レース報告書
- ⑤ソシオ SOEJIMA の HP に御社の HP をリンク
- ⑥個人会員特典の①～⑥

- ・特別法人会員特典は、共通基本特典とチームメンバーによる講演・イベント出演を年 3 回、レースウェア、表彰ウェア・チームジャージへの法人ロゴ掲出を行うものとします。
- ・法人会員特典は、共通基本特典とチームメンバーによる講演・イベント出演を年 1 回、表彰ウェアへのロゴ掲出を行うものとします。
- ・協賛法人会員特典は共通基本特典のみとします。

第 4 章 著作権

第 16 条

特典によって提供される情報の著作権は本一般社団法人に帰属します。

特典によって提供される情報を、複製・編集・加工・発信・販売・出版する場合、その他いかなる方法で発信する場合においても、本一般社団法人の承認を得るものとします。

第 5 章 免責および損害賠償

第 17 条

会員は、本一般社団法人の活動に関連して取得した資料、情報等について、自らの判断によりその利用の採否・方法等を決定するものとし、これらに起因して会員または第三者が損害を被った場合であっても、本一般社団法人は一切責任を負わないものとします。会員が退会・除名等により会員資格を喪失した後も、本条の規定は継続して当該会員に対して効力を有するものとします。